

第百八十一回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 三 号

平成二十四年十一月十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 長妻 昭君

理事 岡本 充功君 理事 中川 治君

理事 中野 讓君 理事 福田衣里子君

理事 加藤 勝信君 理事 松本 純君

理事 岡本 英子君 理事 古屋 範子君

理事 石森 久嗣君 理事 糸川 正見君

理事 稲富 修二君 理事 大西 健介君

理事 工藤 仁美君 理事 後藤 齋君

理事 齊藤 進君 理事 白石 洋一君

理事 田中美絵子君 理事 竹田 光明君

理事 玉木 朝子君 理事 長尾 敬君

理事 長島 一由君 理事 仁木 博文君

理事 西村智奈美君 理事 初鹿 明博君

理事 宮崎 岳志君 理事 山口 和之君

理事 山崎 摩耶君 理事 和田 隆志君

理事 あべ 俊子君 理事 石田 真敏君

理事 鴨下 一郎君 理事 佐藤 勉君

理事 菅原 一秀君 理事 田村 憲久君

理事 棚橋 泰文君 理事 永岡 桂子君

理事 長勢 甚遠君 理事 青木 愛君

理事 石井 章君 理事 小林 正枝君

理事 玉城デニー君 理事 三宅 雪子君

理事 坂口 力君 理事 高橋千鶴子君

理事 柿澤 未途君 理事 阿部 知子君

理事 谷畑 孝君

厚生労働大臣 三井 辨雄君

財務副大臣 武正 公一君

厚生労働副大臣 西村智奈美君

厚生労働副大臣 櫻井 充君

厚生労働大臣政務官 糸川 正見君

第一類第七号

厚生労働委員会議録第三号

平成二十四年十一月十四日

政府参考人 (厚生労働省大臣官房年金 高倉 信行君) 管理審議官 (厚生労働省大臣官房年金 高倉 信行君) 政府参考人 (厚生労働省社会・援護局 村木 厚子君) 政府参考人 (厚生労働省社会・援護局 岡田 太造君) 政府参考人 (厚生労働省年金局長 香取 照幸君) 政府参考人 (厚生労働省年金局長 中尾 淳子君) 厚生労働委員会専門員

委員の異動

十一月十四日

辞任

玉木 朝子君

長尾 敬君

水野 智彦君

田村 憲久君

江田 憲司君

同日

辞任

後藤 齋君

仁木 博文君

和田 隆志君

佐藤 勉君

柿澤 未途君

補欠選任

和田 隆志君

仁木 博文君

後藤 齋君

佐藤 勉君

柿澤 未途君

補欠選任

水野 智彦君

長尾 敬君

玉木 朝子君

田村 憲久君

江田 憲司君

十一月九日

「安心・こども基金」の継続を求める意見書(奈良県議会(第一三三九号)) 安全・安心の医療・介護実現のため看護師等の夜勤改善・増員を求める意見書(鳥根県議会(第一三五〇号)) 医療体制の整備等に関する意見書(石川県議会(第一三五一号))

医療体制の整備等に関する意見書(石川県輪島市議会(第一三五二号)) 違法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等に関する意見書(名古屋市議会(第一三五三三号)) いわゆる脱法ドラッグに対する早急な規制強化等を求める意見書(滋賀県議会(第一三五四四号)) 「違法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書(滋賀県守山市議会(第一三五五五号)) 一型糖尿病患者の内部障害認定を求める意見書(兵庫県川西市議会(第一三五五六号)) インスリン依存型(一型)糖尿病を身体障害者福祉法施行令の対象機能障害に認定することを求める意見書(和歌山市議会(第一三五七七号)) 違法ドラッグに対する早急な規制強化等を求める意見書(広島県議会(第一三五七八号)) ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(秋田県議会(第一三五九九号)) ウイルス性肝炎患者への支援を求める意見書(京都府議会(第一三六〇〇号)) 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施を求める意見書(沖縄県宜野湾市議会(第一三六一号)) 患者数が特に少ない(遠位型ミオパチー等)希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)開発促進・支援のための法整備等を求める意見書(福島県議会(第一三六一二号)) 介護保険制度の充実を求める意見書(前橋市議会(第一三六三三号)) 介護保険制度の改善を求める意見書(千葉県勝浦市議会(第一三六四四号)) 介護・医療現場に従事する職員の処遇について制度的な改善を求める意見書(東京都多摩市議会(第一三六五五号)) 過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府吹田市議会(第一三六六六号)) 過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府羽曳野市議会(第一三六七七号)) (仮称)こころの健康基本法の早期制定を求める意見書(兵庫県川西市議会(第一三六七八号)) 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書(高根県議会(第一三六八九号)) 機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書(東京都東和市議会(第一三七〇〇号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(鹿児島県曾於市議会(第一三七一〇号)) 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(鹿児島県南さつま市議会(第一三七二〇号)) けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道東神楽町議会(第一三七三〇号)) けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道中標津町議会(第一三七四〇号)) 高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書(北海道議会(第一三七五五号)) コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)を求める意見書(北海道中標津町議会(第一三七六〇号)) 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(青森県十和田市議会(第一三七七七号)) こころの健康基本法の制定を求める意見書(青森県藤崎町議会(第一三七七八号)) 公的年金二・五%の引き下げに反対する意見書(石川県山田町議会(第一三七九九号)) 国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書

医療体制の整備等に関する意見書(石川県輪島市議会(第一三五二号)) 違法ドラッグとりわけ脱法ハーブに対する早急な規制強化等に関する意見書(名古屋市議会(第一三五三三号)) いわゆる脱法ドラッグに対する早急な規制強化等を求める意見書(滋賀県議会(第一三五四四号)) 「違法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書(滋賀県守山市議会(第一三五五五号)) 一型糖尿病患者の内部障害認定を求める意見書(兵庫県川西市議会(第一三五五六号)) インスリン依存型(一型)糖尿病を身体障害者福祉法施行令の対象機能障害に認定することを求める意見書(和歌山市議会(第一三五七七号)) 違法ドラッグに対する早急な規制強化等を求める意見書(広島県議会(第一三五七八号)) ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(秋田県議会(第一三五九九号)) ウイルス性肝炎患者への支援を求める意見書(京都府議会(第一三六〇〇号)) 沖縄戦遺族のDNA鑑定実施を求める意見書(沖縄県宜野湾市議会(第一三六一号)) 患者数が特に少ない(遠位型ミオパチー等)希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)開発促進・支援のための法整備等を求める意見書(福島県議会(第一三六一二号)) 介護保険制度の充実を求める意見書(前橋市議会(第一三六三三号)) 介護保険制度の改善を求める意見書(千葉県勝浦市議会(第一三六四四号)) 介護・医療現場に従事する職員の処遇について制度的な改善を求める意見書(東京都多摩市議会(第一三六五五号)) 過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府吹田市議会(第一三六六六号)) 過労死防止基本法の制定を求める意見書(大阪府羽曳野市議会(第一三六七七号)) (仮称)こころの健康基本法の早期制定を求める意見書(兵庫県川西市議会(第一三六七八号)) 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書(高根県議会(第一三六八九号)) 機能的低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書(東京都東和市議会(第一三七〇〇号)) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(鹿児島県曾於市議会(第一三七一〇号)) 協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書(鹿児島県南さつま市議会(第一三七二〇号)) けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道東神楽町議会(第一三七三〇号)) けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(北海道中標津町議会(第一三七四〇号)) 高齢者施策を担うシルバー人材センターに関する意見書(北海道議会(第一三七五五号)) コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)を求める意見書(北海道中標津町議会(第一三七六〇号)) 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書(青森県十和田市議会(第一三七七七号)) こころの健康基本法の制定を求める意見書(青森県藤崎町議会(第一三七七八号)) 公的年金二・五%の引き下げに反対する意見書(石川県山田町議会(第一三七九九号)) 国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書

一

たはずです、二〇〇九年の選挙において。私も、当然今でもその気持ちは変わりません。

しかし、いざ現況の、では、デフレ不況の状況の中で、国民年金を是正するという観点で、消費税を上げて社会保障と税の一体改革を進めていくんだという、その方向は確かに、ある一定、国民の一部の方々は、なるほどな、そうかもしれないなどと思うかもしれませんが、しかし、私はファクトに基づいて質問をさせていただいています。事実に基づいて質問をさせていただいています。年金の納付率五八・六%という現在と、そして消費税が上がった場合のこれだけの負担増。

それを例えば七十五歳以上の御夫婦の世帯に当ててみますと、この内閣の試算した資料によりますと、これも内閣が出した資料ですから正確な資料だと思えます。その資料によりますと、七十五歳以上で年収額二百四十万の御夫婦でも、消費税増税による年間負担増は七・四万円あります。さらに、これが家計全体の年間負担額になります。さまざまな控除やあるいは手当などを考えますと、低い世帯で全体では一・五万円。しかし、それでも上の金額は四・一万円という試算になっています。

つまり、消費税は上げるけれどもそれ以外でさまざまな給付措置を行いますよといつても、さらに四万円の負担、七十五歳以上の御夫婦がいるとすればですね。

お二人が健康であればいいですよ。しかし、どちらかが例えば介護保険の利用をなさっている、あるいは老老介護という状況に陥っているかもしれない。しかし、子供たち、孫たちはもう独立して遠くに住んでいる、近くに身内もない。

いろいろな状況を考えると、現下の日本の状況は、もつとさらに税制のさまざまな面での改革ですとか、あるいは特別会計の組み直しですとか、私たちが、櫻井副大臣と同じ党に私が所属していたときに議論をしたこと、それはやはり続けていくべきだというのが私たちの消費税反対であるというこの根本的な論拠、理論になっています。

そのことについて、副大臣、どのように思いますか。

○櫻井副大臣 気持ちは全く同じでございます。

ただ、今、七十五歳の例を引き合いに出されましたが、七十五歳以上の方々で金融資産を幾らお持ちなのかという、実は二百兆円お持ちでございます。三十代の方になりますと、三十代の方、十年というんでしょうか、これで全体で百兆円程度しかお持ちでないということになってくると、果たしてどこまで高齢者の方々に御負担をもう少しお願いするべきなのかという議論がもう一つあるのではないのか。

所得の再配分のところを見てまいりますと、世帯間のところで、当初所得で見れば、当然のことですが、高齢者の方々は所得がありませんから所得は低くなっていますけれども、一方で、社会保障で再配分された、医療や介護で現物給付され、年金で現金給付された再配分の後はどうなっているかという、実は一番低くなっているのが三代代なわけですよ。それは、先ほど先生がこを問題視されました。私は、そこところが非常に大きなところなんだと思っています。

ですから、負担と給付の関係全体として、今先生がファクトとしておっしゃったこともまた一つのファクトでありますし、それから、マクロ的に見た場合には、私が申し上げているのもこれはファクトの一つなんです。

そうすると、先ほどアメリカ型のお話、経済がアメリカ型だという、まさしく今アメリカで問題になっているのは格差の問題でして、七十五歳以上の方々でも二百兆円以上金融資産をお持ちだといつても、それは相当なばらつきがあつて、この格差の是正ということが、おっしゃるとおり、民主党が政権をとったときに実現しようとしたことだと思つています。それから、可処分所得をふやしていくんだという方針は僕は間違つていなかったと思つているんですが、そのこと自体が十分に実現できてこなかった、このところが国民

の皆さんからの信頼を失つた原因であるんだ、そういうふうな思つております。

ですから、先生が今御指摘されたような、格差の是正を今後どうしていくのか、そして皆さんに負担していただくこと、それから、改めて申し上げれば、先生はデフレのところも問題視されておりますけれども、所得が上がつてこなかった、この二十年間で平均給与が十数万円減額されていまして、こういった社会をどう脱却していくのかということが最大のポイントになるのではないかと思つております。

○玉城委員 ありがとうございます。

このように、まだまだやはり税制の抜本改革に關しては多くの議論が残っているということをおっしゃりとお押しされておきたいというふうな思っています。

時間もないので、特例水準の解消關係について質問させていただきます。
老齡基礎年金等の特例水準二・五%、これを二十四年度から二十六年度まで三年間で解消するということですが、この二・五%の数値について、まず説明をしていただきたいと思います。

○岡本(充)委員 特例水準が設定された経緯等は政府の方に聞いていただければと思いますが、今回修正案を提出しまして、政府案に出しております三段階の本来水準への移行について、〇・八、〇・九、〇・九、こういう話でありましたが、これを、一・〇、一・〇、〇・五、こういう話に変えてきました。

確かに、下げ幅を広げたんじゃないかという話がありますけれども、我々としては、もう既に本来の施行時期を徒過していることもありまして、現在の財政状況も鑑みながら、できるだけ影響を小さくしていきたいという思いがあつて、今回のこの一・〇、一・〇、〇・五を出しました。済みません、原案は〇・九、〇・八、〇・八でありまして。

そういう意味で、この修正案をもとにして本来水準への移行をお願いしていきたい、このように

考えております。

○玉城委員 ということは、本来水準ですから、当然スライド措置がとられずに、一人親家庭や障害者等の手当の手取りも低くなつてしまふ、抑えられてしまふということになりますので、その点に關しても、我々はまだその状況にはないのではないかと、我々も含めて、反対の意を込めて質問を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○長妻委員長 次に、三宅雪子さん。

○三宅委員 国民の生活が第一の三宅雪子でございます。

本日は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案及び年金生活者支援給付金の支給に關する法律案についての審議をさせていただきます。
もともとですけれども、消費税増税の実施を、当初の二〇一三年十月から半年延ばして、二〇一四年四月としたのは、選挙を経て国民に信を問うてからというのが大きなき約束、理由であつた、これはもう委員長もよく御存じだつたはずだといふふうに思っています。これは、野田総理も御出席されました昨年十二月二十九日の民主党税調そして社会保障の一体改革調査会の合同会議での確認事項であるわけでございます。

しかしながら、そういった約束があるにもかかわらず、また、実施されないかもしれない消費税を財源として見込んで国債を発行して、関連法案を通すということは全く筋が通らないと私は思つております。我が党も思つております。

そういったことから、我が党は、消費税増税そのものにも反対ですし、もちろん、その増税を前提としました、財源とした本日の法案にもまず反対だということを申し上げておきます。

そもそも、十五年続くデフレ下での増税、国民生活を苦しめることはあつても、税収アップにはつながらない、そのように確信をしております。これは、前回の税収アップの際にもはっきりと証明されており、そして当時の岡田さんも、このこ

とは予算委員会でも厳しく追及をされている記録は残っておりません。

私自身は、三井大臣は本当は消費増税法案には全面的に賛成でないと思っております。一言、答えにくいと思えますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○三井国務大臣 質問いただきました。

やはり、これまで、もっと申し上げますと、私も政調会長代理のときにこの議論は相当してまいりました。しかしながら、社会保障全体のことを考えますと、それでは、財源はどこから生み出すんだらうと考えたときに、私も、皆さんそうだと思いますけれども、やはり消費税を上げるといふことには、それぞれ皆さん、決して賛成だといふ人はいないと思えます。特にこのデフレ下では、本当に国民の負担を強いるといふことは大変だと思っております。

しかしながら、社会保障といふことを今考えますと、財政面、財源はどうするんだというところになったときに、これを社会保障全体に使うといふことで5%を充てるんだというところになれば、やはり、私は、消費税といふのは社会保障を安定させるためには必要だといふことで、実は今そういう思いでここに立たせていただいているところでございます。

○三宅委員 今の御答弁で一件、ちよつと御質問申し上げますけれども、では、5%消費増税、アップの分は全て社会保障に使われるとおっしゃったということでしょうか。

○三井国務大臣 私は、自分の選挙区でもこのことはしっかりと国民の皆さんに訴えているつもりです。

ですから、5%は、野田総理もおっしゃっていますように、社会保障と税の一体改革の中で、やはりこの5%は社会保障に充てるということでは、お願いしたいということでございます。

○三宅委員 このたびの両法案も、消費増税による税収増を前提としたものであるわけでございますけれども、各種機関から最近出されています経

済見直しでも大変厳しいものが多く、このデフレ下において税収がふえるという見直し、これが果たして正しいのかどうかというところを、私は懸念を持っております。

景気の状態、これはますます厳しくなっているわけでございますけれども、消費増税が、これは繰り返すことになりますが、実施されなかった場合、この二法案の財源をどうなさるつもりなのか、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○櫻井副大臣 この点に関しては、まず前提、我々としてまず最大限努力しなければいけないことは、来年、消費税を増税できる環境をつくってやることなんだと思っております。

これは、別に消費税を上げる上げないに関係なしに、これは三宅先生も同意していただけるかと思えますが、今のデフレをどう脱却していくのか、それから、今のような経済成長が鈍化しているのをどう脱却していくのかというところは、これは消費税を上げる上げないに関係なしに、日本の大きな課題なんだ、そういうふうな理解してきております。

ですから、今の時点で消費税を上げられない場合、どうするかということも議論するよりも、どのようなことを実施すれば経済が活性化していく、そして税収が上がってくる、それからデフレから脱却できるのかという議論をすることがまず前提だと思っております。

ただし、その上で、これは来年の十月に判断せざるを得なくなりますが、この時点で仮にそういうような状況になった場合には、これは財源を今そこにと求めることにしておりますが、無責任なようにとられるかもしれないが、その時点で改めて考えざるを得ないんだ、そういうふうな理解しております。

○三宅委員 櫻井副大臣の御意見は拝聴いたしました。

特例水準の解消につきましては、玉城議員と質問が重複いたしますので、この質問は飛ばさせていただきますというふうに思います。

そして、いずれにしましても、我が党は選挙の後に消費増税法案に關しまして廃止法案を提出することを決定しております。そのことをはっきり申し上げまして、このことにつきましては質問を終わらせていただきますというふうに思います。

いずれにしましても、近いうちに審判は下ることというふうな思っております。

そして、もう一件、この件はどうしてもちょっときょうお伺いしたいと厚生労働省の方にもお願いをして入れていただいた質問でございます。

大阪地裁のアスペルガー症候群の男性の判決についてでございます。

自宅で四十六歳の姉を刺殺したとして殺人罪に問われたアスペルガー症候群の四十二歳の男性の裁判員裁判の判決が大変波紋を呼びました。

七月三十日、大阪地裁の裁判長は、被告が刑期を終えて出所してきて、被告の母親やもう一人の姉が被告人との同居を明確に断り、社会にアスペルガー症候群という精神障害に対応する受け皿が何ら用意されていない、また、許される限り長期刑務所に収容することが社会秩序の維持に資する、そういった理由で、検察側の懲役十六年の求刑を上回る二十年の判決を言い渡しました。

この判決に対しては、日本弁護士会などさまざまなところから批判的な意見が出されています。これは御承知のとおりでございます。私も厚生労働委員として愕然とした一人であるわけでございます。

そして、きょう問題にしたいのは、受け皿がないから刑務所に入れておく、この判決は、障害がある方の、被告人の権利を侵している、そのように感じるとともに、厚生労働省が長年にわたって全都道府県に設置してきた地域生活定着支援センターを否定するものではないかと残念に思っております。

まず、この判決について大臣の率直な感想をお聞かせください。

○三井国務大臣 アスペルガー症候群と診断された男性が自分の姉を殺害したという事案は、大変痛ましいことだと思えます。また、アスペルガー症候群などの発達障害の早期発見と、やはり適切な支援の必要性は私も改めて感じさせていただきました。

また、罪を犯した障害者が矯正施設を退所した後に地域で安心して生活できるよう、厚生労働省としても多様な福祉サービス等を確保することも重要であると思えます。

今後とも、法務省などとも、関係する機関とも連携しながら、矯正施設退所者の地域定着に取り組んでまいりたいと思っております。

○三宅委員 ありがとうございます。

その足りないと思われた受け皿であります地域生活定着支援センターは、現在どのような状況でありますでしょうか。

○村木政府参考人 地域生活定着支援センターの整備状況についてお答え申し上げます。

アスペルガー症候群の方を初めとして、矯正施設から退所された方が、退所された後、直ちに福祉サービスにつながるように、例えば障害者手帳の発給ですとか、あるいは社会福祉施設への入所とか、こういったことの調整を行うのが地域生活定着支援センターでございます。

整備を二十一年度から始めて、平成二十三年度、昨年度に全ての都道府県でセンターの設置が完了したところでございます。これによりまして、全国調整がきちんとしていけるような体制になったというところでございます。

さらに、今年度は、国庫補助額を増額いたしまして、職員の増員をいたしました。これによって、地域で暮らすこうした方々の継続的なフォローアップもできる、相談に乗れるというふうな形で体制を強化したところでございます。

○三宅委員 ありがとうございます。

大阪地裁の裁判官は、このセンターの存在自体、そして、この三年間でもこのように整備が、私が最初に質問させていただいたときはたしか十カ所前後だったというふうな思っております、大変進んできているというふうに思っています、そうした

況を知らなかったのではないかと、私は大変遺憾に思っているわけでございます。

厚生労働省は、過去に、薬害裁判などの判決でコメントを出されています。しかし、この件では、地域支援センターが進んでいる、そういったコメントすら出されていないんです。これはどうしてなんですか。

○西村副大臣 お答えいたします。

この事案に限らず、みずから当事者ではない事案でございますので、また、個別の訴訟関係について厚生労働省としてコメントすることは、私もしろいろ個人的に考えることはありますが、厚生労働省としてはコメントする立場にはないというふうに認識しております。

いずれにいたしましても、先ほど御説明申し上げたとおり、地域生活定着支援センターの設置などを進めていきながら、罪を犯した障害者が矯正施設を退所した後に地域で安心して生活できるように、多様な福祉サービス等を充実確保することが重要であるというふうに考えております。

今後とも、法務省などと連携いたしまして、矯正施設を退所した方の地域定着に取り組んでまいりますと考えております。

○三宅委員 時間ですので、そろそろ終わりにしたいというふうに思いますが、そんなお答えではあるというふうには思っておりますけれども、例えば、情報提供という形で、検察庁なりに、これだけ支援センターの整備が進んでいますよと、そういうことをお知らせするということは私は重要なのではないかと、このように思います。

そういうことは省庁の壁を越えてやっていくべきだ、理解が足りないかもしれない裁判官の方に正しい情報をお届けするということはぜひやっていただきたいということをお願い申し上げます。

○長妻委員長 次に、古屋範子さん。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

きょうは、年金三法案について質問してまいります。

基礎年金国庫負担、これは高齢期の生活の基礎となる年金制度の持続可能性を高めること、また、保険料納付が困難な者に対する給付保障の役割を果たすこと、さらに、年金保険料水準を抑制する等、その意義は非常に大きいと考えます。今後、少子高齢化が一層進行する我が国において、国庫負担の意義はさらに高まっていくと考えられます。

国庫負担二分の一とするにつきましては、平成十六年度改革におきまして規定されておりますと、安定財源を確保してこれを維持すること、これが重要課題でございます。

当初、この基礎年金の財源、約二兆六千億円、これを将来の消費税増税で穴埋めをするために、いわば粉飾まがいと申しますか、年金交付国債の発行を政府が断念されまして、これにかわる財源として年金特例公債の発行により確保される財源を活用することとなり、消費税の引き上げ分という安定財源を前提に、基礎年金二分の一に相当する国庫負担分が確保される見通しとなったわけでございます。

前国会で成立をいたしました年金機能強化法によりまして、特定年度とされる平成二十六年四月から基礎年金国庫負担二分の一が恒久化をされることとなりました。これは、年金制度の安定運営、また国民の年金制度に対する信頼の確保という上で、非常に大きな意義があると評価をいたしております。

本法案では、年金特例公債によって、平成二十四年度及び二十五年度の基礎年金国庫負担割合二分の一が維持されることとなりました。

大臣、この意義について、まずお伺いをしたいと思います。

○三井国務大臣 今先生からも御質問のあったとおりでございます。まさに、基礎年金国庫負担につきましては、自公政権時代、平成十六年の年金制度改正で、安定財源を確保して、平成二十一

年度までに二分の一まで引き上げることとしてまいりました。しかしながら、平成二十一年度以降は、その都度、臨時の財源で賄われてきたところでもございます。

この法案と年金機能強化法によりまして、国庫負担二分の一の実現に必要な安定財源を確保し、その恒久化を図ることです。

将来にわたって持続的に安心できる制度の構築に向けまして、欠くことのできない大きな課題の前進が図られたと考えております。

○古屋(範)委員 この十六年度改正におきまして、年金の財源の安定的な運営にしまして、国庫負担割合二分の一への引き上げ、これは最重要の要素でございます。この年金制度改革に携わってこられた坂口元大臣、これには大変腐心をしてこられたと思います。私たち自公政権におきましても、年々これに関して苦勞してきたということも言えようかと思っております。

このたび、これにより、年金の国庫負担割合二分の一が確保された、これは非常に意義が大きいというふうに考えます。

次に、過去の国庫負担繰り延べの未返済についてお伺いをしたいと思います。

基礎年金の国庫負担につきましては、財政が厳しい状況にあるということから、過去に繰り延べ措置がとられてまいりました。これにつきましては、平成六年度から十年度に行われた繰り延べの予算額合計、現在も、国民年金と厚生年金を合わせまして、元本で約三兆円が年金特別会計に繰り入れられないままの状態でございます。このまま放置をされますと、年金積立金が取り崩されることともなり、将来の年金財政に大きな影響を与えかねません。

これは、元本及び運用収入相当額が返済されることとなっております。この約束はいつ果たされるのでしょうか。

平成二十五年年度予算概算要求では、「過去の年金国庫負担繰り延べの返済、年金保険料の事務費への充當の解消については、予算編成過程で検討

する」となっております。年金財政の安定のために、基礎年金国庫負担二分の一とするための安定財源の確保とともに、この国庫負担繰り延べ分を返済する道筋を明確にしていくことが重要ではないかと考えます。

この点について、大臣、いかがお考えでしょうか。

○三井国務大臣 まさに先生のおっしゃるとおりでございます。厚生年金やあるいは国民年金につきましては、過去、国庫負担の一部を繰り入れられない、そういう運用収入相当額とともに、後日、予算の定めるところによりまして、年金の特別会計に繰り入れることいたしました。

しかしながら、この年金国庫負担繰り延べ分の返済のためには、大きな、今三兆円というお話もございました。確保する必要があります。実現に至っていないのは、そのとおりでございます。

また、昨年末でありますけれども、財務大臣、それと厚生労働大臣の合意で、本年二月に閣議決定されました一体改革大綱で、返済に必要となる財源の確保について引き続き検討するということがされたところでございます。

年金財政の観点からも、過去の年金国庫負担繰り延べ分については、できるだけ速やかに返済されるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 解散も近いかもしれませんが、次年度の予算編成をどこが担うのかというのにはわかりませんが、ぜひ、大臣、財務省に対して頑張ってください、御努力をいただきます。次に、特例水準についてお伺いをいたします。

平成十六年度の年金改正におきまして、将来にわたる年金制度を持続可能にするために、給付と負担の両面から見直しを行いました。上限を固定した上で保険料を引き上げ、それとともに、負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みとしてマクロ経済スライドが導入されたわけござい